

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和4年度 第1回 川西市人権施策審議会		
事務局 (担当課)		市民環境部 人権推進課 内線(2412)		
開催日時		令和4年6月29日(水)午後2時～4時		
開催場所		川西市総合センター・2階集会室		
出席者	委員	・市長・岡委員・秋田委員・石元会長・安田委員・藤井委員・笹倉委員 ・西垣委員・南委員・前田委員・松木委員・石田委員		
	事務局	市民環境部長・市民環境部副部長兼人権推進課長・総合センター所長・総合センター所長補佐・人権推進課主査・人権推進課主事		
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由				
会議次第		1. 開会  2. 会長あいさつ (1) 人権行政推進プランに基づく各種人権施策の実績について (2)                    //                    施策・業務の点検(人権チェック)について (3) 総合センターの運営(実績と計画)について (4) 総合センターのあり方について  4. その他(事務連絡等)  5. 閉会		
会議結果		別紙-審議要旨のとおり		

市 長	<p>【開会】</p> <p>いつもお世話になっております。</p> <p>石元会長はじめ、各委員の皆様には、川西市の人権施策に対しまして何かとご協力をいただいておりますこと、心から御礼申し上げます。本当にありがとうございます。本来であれば、前回「諮問」させていただく時に私が直接その思いを皆さまにお伝えさせていただくのですが、日程の調整でどうしても都合がつかずに、出席出来ませんでした。今日改めて少し皆さんとディスカッションができればと思っています。</p> <p>みなさん、ご存じの通り今年「全国水平社宣言」から100年ということになります。本当に節目の年になります。川西市におきましても今から20年前にこの「総合センター」のあり方について検討してきた経緯もあります。同和問題は基盤となる人権課題であると同時に、この人権課題というのは、今は本当に多様になってきています。そういう中で総合センターが、どのような役割を担っていくのか、どう機能していくのか、ということが、非常に大きな課題としてあります。その中で、これは行政だけで物事を決めるのではなく、日頃から我々にアドバイスをいただいている皆さんに、一度ご意見をお伺いをした上で、これからの「総合センターのあり方」について、作っていきたいと思っています。その問題提起として諮問させていただいております。現時点では私としての具体的なプランがあつてのことではありませんが、イメージとしては、様々な人権課題を抱えている人たち、悩まれている人たちが、ここに来れば、何かできるとか、ここでいろんな活動ができるとか、そういった場所に出来ないかなとは思っております。</p> <p>そのようなこともご議論いただき、いろいろご提案をいただきたいと思っております。私一人で決められる問題ではなく、むしろ、皆さんのご意見を聞きながら、いろんなことをつくっていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、進め方としては、総合センターに関する審議事項は、(3)なのですが、順番を入れ替えて、先に総合センターのことを議論したいと思います。その中で市長も同席されるということなので、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは早速ですね、本題に入っていくこととします。</p> <p>それぞれの委員から、この総合センターのたあり方について、お考え、ご意見を出していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委 員	<p>資料Bの13ページにもありますが、まず、ネット検索で「総合センター」と打つと今度できる「川西市立総合医療センター」が一番出てきます。ネーミング関係について、私もここに書かれている通りだなあと思いました。</p>
会 長	<p>兵庫県下には、隣保館が総合センターという名称になってるところも他にもありますが、そういう事情をわかってる方には分かるんですが、そうじゃない方には全然どんなところかもわからないとは思っています。</p>
委 員	<p>総合センターという名称は、いろんな、建設に至る経緯の中で決まっていって。確かに学校の先生ですら、総合センターってどこにあるのってよく言われるんですよ。そういう方が多いということは、逆に人権啓発がまだまだ十分じゃないんだと、その結果なんやかと私は常に思ってるんですけどね。</p>
会 長	<p>他にどうでしょう。</p>
委 員	<p>総合センターについて考えていく時に、非常に難しいのが、平成13年に提言を出されて、それから、今までどれだけ変化してきたかを考えた時に、はてなって思います。やっぱり大事なことは、どれだけ市民の皆さんに認識していただいて、なおかつ活用</p>

	<p>していただいているかだと思います。もちろん、名称のことも大事だと思うんですが、それ以前に、本当に大事にしていけないといけないのは何かっていうのを根本を持ちながらの名称でありたいなというふうに思います。</p>
会 長	<p>他にどうでしょうか。「あり方」についてですので、いろいろな面から見ていけると思うので、こういうのしてみたらどうかというようなご提案でもいいと思います。</p>
委 員	<p>常に感じていることなんですが、職員の人権研修について、人権啓発の DVD なんかを見るだけで終わっている。それだけではダメで、少しの時間でも話し合いや意見交換などをしてこそが研修だと思う。</p> <p>また、見直しの中で今、別の委員がおっしゃったように、名称の話ですが、ここは、川西市総合センターなんですね。ここ一か所だけになってますから。総合センターを、人権センターの機能を充実させるという意味からすれば、別段何ら変わりはないんじゃないかと思う。だから、名称そのものよりもあり方の問題だと思います。</p>
委 員	<p>平成13年度の時の懇話会の意見を読ませていただくと、ここには、今にも続く課題や問題点、その方向性が集約されているように思いました。それに合わせてその後の、資料Bの29ページを見ると、前向きに取り組んでいること、まだまだできていないこと、など取り組みは続いているなあと思いました。全体のあり方としては、令和2年4月にまとめた人権行政推進プランの13ページにある人権センターとしての総合センターという文章に、本当に簡潔に書いてあると思います。まだ出来ていないことがあれば、それを求めて続けていくという姿勢が大事だと思います。</p> <p>ここには、隣保館や児童館も付属している総合的な人権の館というのが、きちんとあるというのが書いてある。人権擁護都市を宣言している市としてふさわしいと思います。今後も、人権施策をどう充実していくかということと、平成13年に語り合ったことが、どのように実行できるのかが、考え方の基本だと思います。</p>
会 長	<p>例えば、人権に関わる内容に取り組んでいる登録団体というのは、今、何団体ぐらいありますか？</p>
事務局	<p>今、多いのは、人権に関わる場所であれば、和太鼓の団体、発達障害児の支援や相談を受けたりされている団体などがあります。</p>
委 員	<p>補足ですけども、「和太鼓教室」というのは地域交流事業の一つとして開設されたものなんですね。その時の解放同盟の、私ら1期生なんです。それが今も継続されているんですね。人権というよりも伝統行事の伝承という意味あいの事業なんです。</p>
会 長	<p>登録団体について、その要件、条件で絞っていることはあるんですか。</p>
事務局	<p>絞っていると言えば、そういう形では絞っていることになります。</p> <p>また、ここは児童館も併設されていますので、時々、子育て関係の団体・グループも利用されています。</p>
会 長	<p>いろいろな形で使っていただくと、周囲にも周知されますのでね。</p> <p>また、センターの存在を知っていただいて、ここは交通の便がいいし、利用しやすい施設だと思います。それらが周知されれば、もっといろんな人が出入りされるし、そうなれば、利用率などは改善していくと思うんですけどね。</p>
委 員	<p>その登録グループについてなんですが、登録してる方々がどんな人たちか知らないんですよ、私たちは。その方々が申請される時には何らかの説明は必要だと思いますよ。けれども、登録さえすれば、後は勝手にどうぞ使ってくださいみたいな感じでは駄目だと思う。そこのところは、改善していただきたいと思っています。</p>
会 長	<p>登録団体さんとの交流がないんですね。</p>

委員	そうです。全然ないんです。
事務局	今、出来ていないことはあるんですが、総合センターのメインの事業であり、交流事業でもあります「輝くにんげんフェア」の場合には、登録団体の方たちにも運営から参加し、協力してもらっているんですが、この2年あまりは、コロナの関係で、啓発をメインとしたイベントになっています。
委員	基本的な質問なんですが、平成13年に提言を出されて、そこから、いろんな取り組みをされて、資料Bの29ページの対応をなされているというのはわかるんですが、根本的なものとして、施設の利用が少ないという問題は、コロナ禍の状況での問題なのか、それともコロナ以前からの問題なのか、ちょっと教えていただければ。
市長	足りなかったら、補足してください。 一つは、もともと行政改革の一環の中で、全ての事業を良い事業、悪い事業とか関係なく、市の全ての事業を、見直していくという取り組みを進めています。 以前にもご提言をいただいたんですが、やはりもっとこのセンターを活用できるのではないか、もっと人権施策の拠点としての役割を充実させるべきではないかという問題意識を持っています。 ただ、充実させるといったときに、まずは原点からしっかりと議論をしていかないと、枝葉である各種事業についての議論になりがちです。 また、これから、施設も老朽化していきます。その時にお金を借りて、改修していくにしても、やはり市民の皆さんに説明しなければならない。その時に、総合センターはこれからもこういう施設として使っていくんだということをお伝えができる状況でなければなかなか厳しいものがあります。そういった意味でも、20年前の「提言」から進んでいないことも多くありましたので、今回、再度お願いした次第です。 もちろん、具体的な課題として、施設の利用率などはありますが、より広くご活用いただくためにはどうしたらいいのか。人権課題についても社会の変化にあわせて変わってきているところもありますので、そのような課題に対しても、対応できるように、そのへんのところもご協議をいただきたいなと思っています。
事務局	平成30年に、耐震工事をしましたが、それまでかなり使用していただいておりますが、この間のコロナ禍で減ってしまったという状況はあるかとは思っていますが、正確な分析ができていないところはあります。しかし、やはり多くの人に使っていただいているのは生きてくる施設だとは思っていますので、できる限り、皆さんに、こういう場があることをいかに伝えていけるかというところはあります。
委員	さらに質問なんですけど。いただいている資料Bの平成13年の今後のあり方についての提言について、それについて一部見直しとか変更とかがありうるってことですか。そういう前提なんです。それともこれはこのままで、もっと活性化されるとか。
事務局	平成13年の段階において、この提言をいただいたと認識しております。この間、非常に時代も変わってきていますので、今に合った提言をいただく必要があるかと思えます。ですから、変わるというか変わっていくだろうということはあると思います。
委員	基本は人権ということからは、離れられないということですよ。差別の実態も様変わりしてきていると言いますが、みなさんの耳には届いてないかもしれませんけども、先月ですが、ネット上に総合センターとその周辺の動画がアップされていました。それで人権推進課に連絡して、削除依頼してほしいと言いました。そういったこともあって、やっぱり部落問題というのは、解決してない。様変わりして、形を変えた差別の実態がある。こういうことも十分に知っていただく必要があると思うんです。 それとやっぱり、何か新しいことすればいいとか、他のところもやっているから、と言うのではなく、市の独自性っていうのがあっていいんじゃないかと思う。川西市は、こういうところが誇れる部分でやっているっていう。

市 長	<p>そう、まさにそこです。そういうご議論をしていただいてご提案をいただきたいというのが、今回の私の主旨なんです。</p> <p>もちろん、おっしゃる通り、部落問題が解決済みという位置付けではなく、その差別の実態というのが、20年前とは少し違うのではないかと。例えば、みんなが自由に携帯電話を持って SNS などで、言葉や写真が一瞬で世界中に発信できるという状況ではなかったのではないかと。だから今は、その対策も当然求められています。一方では、外国人の問題というと、当時はおそらく、在日韓国朝鮮人の問題というのが、非常に大きな人権課題だったのではないかと。しかし、今はその課題が解決したとは言いませんが、それに加え、様々な外国の方、多国籍の方が、この川西で一緒に暮らそうとしている。その方たちの人権問題についても、世の中が変わることによって表面化してきたものがたくさんあると思う。こういう新たな課題について、行政だけでは全部拾いきれないところがあるので、今回、その分野を専門的に関わっておられる皆さんに、こういった視点でも取り組むべきではないかとか、もっとこういう形で活用すれば、いろいろな人たちの抛りどころにできるんじゃないかとか、もっと相談事業が充実されるべきではないかとか、何か発表する場所としても機能しえないのかとか、皆さんからいろんなご提案をいただきたいなと思います。</p>
委 員	<p>市長さん、予算の関係で言いますが、行政の方は知っておられると思うんですが、総合センターは、隣保館という形の中で、国や県から補助金が出ているはずですよ。それは変わっていないでしょ。</p>
市 長	<p>変わっていません。</p>
委 員	<p>それは運動組織の方から、国へ要求しているからですよ。そういうことからすれば、この総合センターが老朽化した時には、また補助金を使うことになると思うんですが、大きな顔して使えると思うんです。だからお金がないから何もできませんという理由にはならないと思うんです。いかがですか。そういうことも知らない方もいらっしゃるんじゃないかな。</p>
事務局	<p>予算がないからやらないとは言っていません。</p> <p>例えば、最近であれば、非常に施設の老朽化が進んでおりますので、その補助を使わせていただき、修繕等を進めています。</p>
事務局	<p>令和3年度には、屋上の防水工事や体育室のLED工事、トイレの洋式化など、計画的に県と調整しながら実施してまいりました。</p>
事務局	<p>生活改善室についても換気設備の不具合で現在、使えない状況ですが、そこも修繕しないといけない。大事な施設だと思っています。</p>
委 員	<p>今、話しているのは大きな市政というか、個別具体のことやと思うんですが、以前、学校教育の中で、同和教育、部落解放教育というのをやっていて、それが人権教育に変わっていった、それはそれでいろんな課題に対応できるようになったんだけど、逆に曖昧になっていった面もある。それはちょっと問題ではないかと私は思うんですが。だから、今回の総合センターのあり方についても、一つは多様な人権課題に対応できるということは大事なことだと思うんです。同時に、これは部落解放の出発時の思いとか姿勢とか、その部分はちゃんと掲示するなど、両方をバランスよく持っていなかったら非常に何かまずいんじゃないかと私は思っています。</p>
会 長	<p>現総合センターの大きな柱の一つは相談事業だと思うんですね。各自治体の人権意識調査ってのを定期的にやっておりますが、その中でよくある設問が、「過去5年間に人権侵害を受けたことがあるか」と聞いているんですね。それで回答の1割ぐらいの方が「ある」と答えていて、別に「人権侵害を受けたときにどうしたか」というのも聞くんなんですが、それは5割近い人が、「我慢する」、次に多いのが「家族に相談した」なんですが、やっぱり市役所だとか人権擁護委員、民生委員・児童委員、公的な機関とか、そういうところへの相談がすごく少ないんですね。これは、結局多くの人</p>

	<p>が、公的な機関などに行っても、何をどこまでしてくれるのかっていうのがわからないから、多分行かない。この総合センターの相談等も同じだと思うんですね。だから市民の方が、とりあえずは、人権侵害があったら総合センターに行けば、何らかのヒントが得られるんだということがわかってくれば、かなり変わってくると思うんです。市民の中には、人権上のことで様々な問題を抱えて困っておられる方がいるわけですから、そことどう繋げられるのか。それが一つでも出来れば、来られる人も増えると思う。「総合センターに相談に行ったら良かったわ」という人がいれば、その人が話をまた周りの人にする。口コミを通して認知度も高まっていきます。</p>
事務局	<p>相談について、確か相談を受けても必要な支援に届かないというところは、うちの中でもよくある話です。市長も常々、市では今どのようなことが動いているか、職員一人ひとりが知らないとかんと私たちに言われております。センターの職員も朝のミーティングを活用して、今こういう事が進んでいるから、もしこういう問い合わせがあったら、「知りません」じゃなくて、それをどこに繋いでいくか、もしくはいったん聞いておいて、後でもきちんと正しいところに繋いでいくことなどを話しています。相談についても同様に、そういう人たちを必ず漏らさず繋げていくということは、地域にとっても大事だと思います。</p>
事務局	<p>総合センターにもちゃんと相談窓口があるということを職員にも周知していくことも大事なかなと思います。</p>
委員	<p>そうすると、職員の人権感覚も問われるよ。</p>
事務局	<p>それは当然です。</p>
委員	<p>やっぱり守秘義務も守れる職員をつくらないと。</p>
委員	<p>総合センターが持ってる役割ってというのが非常に大切だと思っています。ただ、全ての窓口がここでなければならぬという考えは、ちょっと違うかなと思っています。例えば、今、川西市役所の中で外国の人たちと交流している「しゃべり方教室」というのがあります。子どもの相談は、保護者の人たちがふっと思いつくのが、「子ども家庭センター」です。こういう部署は、課題に直接タッチするような部署にダイレクトに繋いでいくというやり方を割とやっているんですね。そのネットワークをもっときちんと構築していくことが大事だと思う。</p> <p>総合センターの役割は、パブリックなものだとは思いますが、それはここだけでやらなければならない、ここが全て中心にならないとかんとということではないと思う。今の取り組みはいいことなので、中味をちゃんと知ることと、またそれらを知らせていくことが非常に大切なことだと思う。できるだけ、ちょっと興味を持ってもらうというところに力点を置いててですね、そこからしか結局入ってこない。本当に困った人っていうのは実はそっちじゃなくてですね、もうそれは直接問題のところの課題の解決の方向へ行くべきであって。</p>
委員	<p>やっぱり、このように、いろいろ話し合うことによって、視野や見識も広がると思う。登録グループの方たちとセンターで出会っても挨拶もされない。挨拶は人間の基本じゃないですか。そんな登録グループのいろんなことについて伝えてくれる、連携をしてくれる事務局であってほしいです。</p>
市長	<p>どうもありがとうございます。先程の委員からもおっしゃっていただいた市としての大きな課題である相談事業について、例えば、障がいの問題であったら、障害福祉課があり、子どもの虐待であれば、子ども家庭センターがあるという形なんですけど、まだどこに行ったらいいのかわからないというような人たちに対しては、その人たちの居場所になれたり相談相手になれるかということも大切であると思っています。確かに、ここで全てを解決するというのは、難しいと思います。それぞれの専門機関です</p>

	<p>べきこともありますし。そういったことも踏まえて、引き続きご議論いただきまして、また私に教えていただければと思います。必要があればまたいつでも来ますので、よろしく願いいたします。</p> <p>※市長、退席</p>
会 長	<p>まだ、ご意見はいろいろあるかと思うんですが、(3)の総合センター運営についてを議論した後で、またそのときに「あり方について」ご意見いただくということにしたいと思います。</p> <p>では、事務局より、ご説明いただきたいと思います。</p>
事務局	<p>※令和3年度の総合センターの事業実績を中心に説明する。</p>
会 長	<p>どうもありがとうございました。昨年度の実績と今年度の計画について報告がありました。ただいまの説明に関しまして、ご質問ご意見いかがでしょうか。総合センターのあり方についても、合わせてよろしく願いします。</p>
会 長	<p>16,000人の、来館者の、数字なんですけど、この数字は、結構増えているのですか。過去最高ということですか。</p>
事務局	<p>過去最高ということではなく、前年度よりは、ということです。</p>
会 長	<p>ご質問、ご意見どうぞ。</p>
委 員	<p>総合センターというのは、人権センターとしての機能を充実させるということが第一ですからね。そこの職員の人権研修がどのようにされてるのかわからない。</p> <p>また、今回も資料を全部読ませていただきましたが、こういう職員で本当にいいのかなって。人権研修は、人権推進課や総合センターの職員だけじゃなくて、全ての行政マンは、人権のことを自分のこととして捉えてやっているのかな、と特に思いました。補足で、職員研修で常に感じてることなんですけども、啓発DVDを観ただけで終わってしまっている。もったいないなと思うんです、少しの時間でも話し合いや意見交換などをしてこそ、人権研修だと私は思ってるんですね。</p> <p>見直しの中での名称の話ですけれど、川西市総合センターは、部落問題からスタートしたんですね。そこから今は、いろんな方々の人権を学んでいく拠点としてやっている。人権センターの機能を充実させるという意味からすれば、名称そのものよりもあり方の問題だと思います。</p>
委 員	<p>感想ですが、136ページの事業報告の中で詳しくお話していただきましたが、11月の「ヒューマンライツ」の展示会で、私も見させてもらったんですが、非常に素晴らしい工夫された展示でしたし、それに体育室を利用して、車椅子バスケット体験コーナーなどもあり、よく準備されたなと思いました。ぜひこれからも充実して欲しいと思います。</p>
委 員	<p>大阪市に住んでいるので事情は分かっていないかもしれませんが、登録グループというのは、人権に関わる団体が登録をしているんですか。</p> <p>登録グループというのは、登録していただいて、ここの部屋を事務所として使えるのですか。</p>
事務局	<p>そうではなくて、ここの部屋を予約して、活動する時に使えるということです。</p>
委 員	<p>例えば、登録グループの事務所がここにあって、ここでやっていますよと表に出せる感じにした方が、何かとわかりやすいんじゃないかという気はしたんですが。</p> <p>大阪だと社会福祉センターなどには、いろいろな民間団体も入っていて、そこにいる</p>

	<p>いろいろな活動をされていて、充実していると思います。</p>
会 長	<p>他に例えば郵便物をここで預かるとか、グループの郵送先が総合センター内〇〇になっていると、施設の存在がアピールできるように思いますよね。</p>
委 員	<p>そういう団体の方々は、別のところに事務局を持っていられる。障がい者団体とかキセラの方に。</p>
会 長	<p>そういうところが多いんですか。</p>
委 員	<p>そうです。</p>
会 長	<p>質問なんですけど、136 ページの啓発、相談、交流が多分三本柱で、単純に比較してみれないというのは分かっているんですが、相談事業の利用者というのはすごく少ないような印象を受けます。例えば、生活人権相談は、月曜日から金曜日の9時から17時。平日はずっと開けておられるのに、これが18回しかなされていないっていうのは、先ほど言うておられたように利用されない状況というのがあるんだなと言うのが分かりました。そこで、18回というのはやはりコロナ禍という特殊な事情があったがゆえなのか、通常でもこの程度の回数であったのか、それが一つ。それから、人権相談の具体的な内容で、プライバシーとかに差し支えない範囲で、どういう内容で相談されているのかが二つ目。三つ目は、市民が何か困っていて、どこに相談していいかわからない場合に、「生活人権相談」って聞いても、それ何？っていう感じがある。生活人権相談について、わかりやすく、どのように告知というか説明されているのかをお尋ねしたいと思います。</p>
事務局	<p>一点目の、相談人数の関係ですが、資料34ページの一番上の表の5番目に、相談事業という項目があるんですが、こちらが平成29年度から令和2年度までの相談の人数です。確かに数としては少ない部分がありますが、令和2年につきましては115人となっています。実績としてはかなり減っているということになります。理由としましては、もう少し、分析しないといけないところではあると思うんですけども、コロナに関連づけるのは出来ないと思っています。</p>
委 員	<p>今、所長が言ったことなんですが、人権相談は、市の本庁のほうにも人権擁護委員さんによる人権相談とかがあります。他に弁護士さんが対応する相談窓口もあるんですよ。それ等のところへ繋ぐ場合もありますよ。私も、センターにいた時にその関係の仕事をしていたからわかっているんですよ。だからそういうことも、センターの職員もわかっている対応しているのかどうか。</p>
会 長	<p>先の委員の質問の回答をお願いします。</p>
事務局	<p>一つ訂正がございまして、136 ページの相談事業のところのセクマイ相談で、学習会を入れますと、257人になります。 ご質問で、どういうかたちで相談を受けているのか、基本は、生活人権相談ということです。周知につきましては、「総合センターだより」を作成・配布していますが、もう少し、改善すべきところがあればしていく必要があると思います。</p>
事務局	<p>生活人権相談という名称はわかりづらいっていうのは、ご指摘の通りだと思います。こういう相談ができるんだというところが、イメージしにくい。その辺も一度考えていけたらと思います。 確かに、生活人権相談というのは一体何を相談するのかっていうのは、ピンとこないと思います。</p>
委 員	<p>差し支えない範囲で結構ですので、ご相談の内容というのはどんなものですか。</p>
事務局	<p>最近では、一般の方から、ご家族の相談を受けたりとか、教職員の方から、いろんな</p>



	<p>人権課題について、それをどう教えていけばいいのかっていう相談を受けたりしています。</p>
委員	<p>市の方では、もっと専門的知識のある相談員の方がおられるんですか、弁護士さんとか。</p>
事務局	<p>弁護士相談ってというのが、生活相談課が窓口としてあります。</p>
委員	<p>お伺いしたいのは、生活人権相談の位置付けも含め、聞いていてもよくわからないっていう感じです。この激減の理由も、115から18ですよ。令和2年、ここはすごく、何が起ったんだらうと。</p>
事務局	<p>すみません。ここの相談事業の数は、生活人権相談、セクマイ相談・学習会を併せた数になっていますので、逆に増えています。</p>
委員	<p>増えているんですか。</p>
会長	<p>資料Bの34ページの数字というのは、これは二つ合わせて115ですね。そうすると令和2年度について、内訳は示されていませんが、生活人権相談というのはそれほど多くはない。</p>
事務局	<p>そうですね。セクシュアルマイノリティ相談、学習会がどんどん増えているので、生活人権相談自体は、それほど多くないです。</p>
委員	<p>この学習会ってというのは何をやるんですか。</p>
事務局	<p>民生委員さんの集まりであったり、小学校区人権啓発推進委員会の集まりで、LGBTの説明をさせてもらったり、性の多様性の話をしたりしています。基本、セクシュアルマイノリティの相談ですので、それに関する講座や説明会をさせていただいたのも、ここに学習会として計上しています。</p>
事務局	<p>今後、それらは分けた方が明確になる様な気がしますので、一度検討させていただきます。相談事業をやっていっているといいながら、相談件数は実は少ないんじゃないのかと思うので、名称の変更も含め、もっと明確化していく必要があるかなと思います。</p>
委員	<p>例えば、子どもの課題で、本当に大変なときに、市のどこに相談していいのかわからないっていう方が実際おられて、その時に、「子ども若者ステーション」か、「子ども家庭センター」かなとは思いますが、それが本当に今、子育てしてる世代に、その窓口の情報が届いていないというのが実際あります。</p> <p>本当に必要なところに必要な情報が届いていない。その時に思ったのが、それぞれの機関がどのように情報共有しながら連携されているのかが、これがまたわかりにくいのです。</p> <p>ここのセンターの相談（窓口）も、ここに相談すればどこかに繋いでもらえるとか、何か教えてもらえるみたいな、そういう状況になっているとしたら、それはそれで、貴重な窓口になるとは、思います。</p> <p>しかし、だいたい行政の相談というのは、最初の30分だけなんです。そこで相談しても、そこから先はどこかに繋がっていかない。あとは一人で頑張るって話になるんです。本当に困っている人は、そこから進まないんです。</p> <p>そこから先は結局お金をかけて相談しないといけないことになる。その辺のことも相談窓口全体の問題としても整理・整備していく必要があると思います。</p> <p>また、センターのあり方といえば、名称について、こちらの方が歴史が古いんだけど、近くにもっと有名な施設ができたため、もっとわかりやすい名称（愛称）とか、ネットでも検索しやすいもの等、ちょっと考えていくことも必要だろうなと思います。あと、ここの施設は、人権の核となる施設が川西市にちゃんとあって、みんなで使える</p>

	んだ、活用できるんだということが、すでに建設されて何十年も経っているんですが、市民に周知されていないところが一番大きい課題やと思います。
委員	人権教育というのは心耕す勉強やと、私は思っているんですよ。人権の勉強は総合センターがしたらええ、人権推進課がしたらええ、だけではね、職員が育たないと思うんです。例えば、職員の人事異動があった時に、総合センターに異動になって「えらいところ行くねんなあ」っていうような職員が今までいっぱいいました。そして、今度、異動になって出ていく時には、「ええことを学ばせてもらいました」って言いはるねんけど、それっきりですわ。
会長	ご意見いろいろあると思うんですが。
委員	実際に確認したいんですが。今、相談業務で、相談に来られたら、30分ぐらい話を聞いてウンヌンということなんですが。実際はどうなんですか。
委員	それは、市役所のことですよ。
委員	では、ここではどうされているんですか。
事務局	基本的には、専門家である弁護士さんをお願いする場合は、時間を切らせていただいています。職員が相談を受ける場合は、その相手さんの立場に立って聞ききるような形で対応しておりますので、時間制限とかは特にありません。
委員	相談を聞いて、その後は？
事務局	調整できることについては調整しますし、人権推進課と調整する必要がある場合は、人権推進課と調整しています。
会長	4時には終了をするという予定ですので、次回にまた、いろいろとご意見いただきたいと思います。では、次の審議事項なんですが、(1)の人権行政推進プランに基づく各種人権施策の実績について、事務局のほう、かいつまんで報告をお願いします。
事務局	※「人権行政推進プランに基づく各種人権施策の実績について」、資料にもとづき説明する。
会長	ただいまの各種人権施策の実績についての報告に関しまして、ご意見ご質問ございましたら、どうぞ。
委員	子どもの人権オンブズパーソンのことについて、お尋ねしたいんです。子どもの人権オンブズパーソンに相談された子どもさんたちで、セオリアの方に行かれてる人っていうのは増えてきているんですか？
委員	市民にとっては「こども若者センター」が窓口になっている。セオリアに入所している子どもの数は増えてます。それともう一つ、低年齢化しています。小学生は増えていってるのが現状です。
委員	やっぱりね。悩ましいことやね。頑張ってください。
会長	では、引き続いて審議事項の2番の方へ移ります。事務局よりお願いします。

事務局	※「人権行政推進プランに基づく施策・業務の点検、人権チェックについて」、資料にもとづき説明する。
会 長	これに関しまして、ご意見ご質問、どうぞよろしく申し上げます。
委 員	この69ページからの、このような報告書を書くことに関して、実際に書いている人の負担感はどうな感じですか。どんな気持ちで書いているのか。
事務局	私もこの4月に人権推進課に異動してきましたが、それまでは、これをチェックする立場でやっていたんですが、やはり、集中力が要ります。でも頑張れば、半日くらいで出来ます。
委 員	確かに物理的な時間というのは大事だと思うんです。しかし、自分がやって楽しいとか、身に付いたなって思ったら、負担感は、少なくなると思うんですよ。もし負担感が大であれば、例えばチェック項目を絞り込むなり、あるいは記入様式ももう少しと工夫するなりしたほうがいいかなと思います。これを読むほうもちょっとは辛いところがあります。
事務局	確かにおっしゃるとおりです。
委 員	私も、この人権チェックの内容をずっと読んでいると、ものすごい負担やなと思うんです。実際に書くのは、課長クラスだと思いますがね。研修の方も中身を読んでみると、負担に感じてはるなど、読み取れる文章がある。だから、担当職員には、事務局から、研修や人権チェックの必要性を理解させていかないといけないと思う。そこを改善していただけたら嬉しいなと思います。
委 員	日常業務に加えて、これがあるので、なかなか大変だろうなというのは思います。たくさん項目がありますし、共通したものと共通しないものとか色々ありますし。今は、オンラインで、回答項目に丸をつけていったら自動的に入力されるみたいな形になってるものもよくありますが。頑張れば半日あればできるということですね。分かりました。
委 員	そのような負担感もこのチェック業務が、実際どのように業務改善に繋がっていくかという道筋が見えると、また違ってくるだろうなとは思いますが。その辺の分析みたいな部分があるといいのではないかなと毎年思っています。あと、研修の実績のほうは、本当に細かく書いていただいている、時間がない中で、工夫してやっていただいているなと思います。これもまた大変だろうなと思います。これもチェックと同じように、その報告をしたことが、どう反映していくのかというのが見えるといいなと思います。あと就学前教育の所属の報告なんですけど、最近では川西市で就学前を担っていただくのが民間になってきていますが、その民間の方の人権研修の関係は、県になるんでしょうか、質問です。
会 長	今の質問をまず答えてください。
委 員	私の知ってる限りでは、民間の幼稚園は、県の管轄になっています。保育所とか、子ども園とかは、市の管轄でやっていくということですよ。
委 員	要は、今まで市立が多かった就学前施設が民間に移っていくということは、市の職員の割合が減っていくということで、市がやっている人権教育や人権研修が、どのように行われていくのかが心配です。ただ、教育保育をしてもらっているのは川西市の子どもたちなので、その子どもたちが今後どのように人権意識を育てていくのか。管轄が違えば、市が実態把握する機会がなくなっていくとしたらよくないので、その辺は、

	<p>行政機関同士できちんと提携をとって、やってほしい。 その辺の状況はどうか、どう把握されているんですか、管轄はどこですかということをお聞きしたんです。</p>
事務局	<p>今の関係ですけれども、市行政ということではないんですが、川西人権協の会長もおられるんですけれども、川西市人権教育協議会の就学前教育部会というのが、ずっと昔から活動されてきたんですが、ちょっと理由はわからないんですが、ご指摘がありましたように、私立の施設が数的にはすごい増えてるんですね。民間のこども園や小規模の保育所が。この部会に今まで入っていただいたところも、ちょっと理由はよくわからないんですが、部会から退会されるという状況が出てきているという状況があります。ちょっと残念な状況ですが。</p>
委員	<p>民間だけじゃなくて、公立も保育所と幼稚園が一つになって、こども園も増えてきている。しかし、その人たちが一緒に、子どもの教育を構築していこうとなると意見が合わない。難しく、なかなか合えないっていうようなことをよく聞きます。やっぱり幼稚園の先生のほうが意見を言えて、市職員やった保育士さんが、意見を言ってもなかなか通らない。そういうようなところで人権の話とか、出来るのかなど。そういう中で、すごくうまくいかないというようなことがすごく出てきてるみたいですよ。</p>
委員	<p>もちろんね、民間の会社だろうが、それぞれいろいろやっておられると思うんですが、就学前の子どもたちにとって、人権教育に接する機会がやはり減ってきているように思う。そのあたりのことで、市との連携がとられ、何らかの実態把握ができればいいなと思います。</p>
会長	<p>この人権チェックについては従来から、委員の皆さんから様々なご意見をいただきながら、随時、内容も変えてきておられます。私も含め、これらを読んでいる方も大変ですけど、チェックする方も大変だとは思いますが。ただ、チェックすることによって自分が日々やっていることが人権推進に効果があるんだっていうような、気づきに繋がる作業だとも思いますので、それはそれで意味があると思います。 ただ、評価点の付け方なんですが、ある所属のところを見ると、全項目に、1がついているんですね。少し疑問です。これを本当にきちんと、付けていくと、すごくやる意義があるとは思いますが。そのへんをいい加減にされると、この取り組み自体の信頼性がなくなることになってしまいますので、そこは改善して欲しいと思います。 それから、委員の皆さんからすれば、この報告資料は、やはり読み取りにくいというのがありますので、この5つ、分野ごとの平均点を出して比較できるようにすれば、ここ高いな、ここ低いなということが一目でわかるような工夫も必要かなと思いました。</p>
会長	<p>他にどうでしょう。ないようでしたら、今まで、この人権チェックについての意見がいろいろ出されましたが、全部まとめて、事務局の方から、お答えいただけたらと思います。</p>
事務局	<p>人権チェックは、会長が今お話いただいた通り、真剣にきっちりやれば非常に有効だと思っています。ただ、この評価の判断をするには、しんどい部分があるのは事実です。昨年度もほぼ同じようなご意見をいただいていますので、ちょっと市長と協議させていただいて、できれば、もう少し簡略化して、わかりやすく、なおかつ結果が見えるような形にできないか考えていきたいと思っています。次回には、改善できればと。</p>
会長	<p>後、同じ保育所の系列で、「該当なし」の回答が違うというのも見受けられますので、その点も改善いただければと思います。 そうしましたら、全体を通して、何かこの点だけは言っておきたいということがありましたら、お出しいただければと思いますが、大丈夫でしょうか。</p>
委員	<p>「総合センターのあり方について」、今後も検討されていくんですよね。そのスケジュ</p>

	ールの方を教えてください。
事務局	審議会につきましては、今年度、あと3回の開催をお願いしたいと思っております。次回は、出来ましたら7月の下旬から8月の中旬にかけてを考えております。また日程調整させていただいた上で、開催したいと思っております。本年度もコロナの状況がどのようになっていくかわかりませんが、どうぞよろしくお願いいたします。
委員	ここ最近、人権関係でPTAとの関わりが極端に減ってきていることについて、どういうところに影響が出ているのか、数字的なものも含めて、もしわかれば教えてください。また、それを改善していくためには、どうしていったらいいのか。
委員	PTAは無いに等しいですからね。私たちも困っているんです。人権の委員会も無くなっちゃった。PTAの中で人権の研修に参加しづらくなっているらしい。学ぶ機会というのを自分たちから排除してることになっている。子育てしていくには、やっぱり自分で学ばないと大変なことになるんじゃないのかな。今はもう地域で子どもを育てるといった感覚はないようだ。
委員	PTAは任意加入になっているので。
委員	でも子どもの支援はいる。しかし、会費も払っていないから、子どもに記念品を出すのも大変らしい。その子だけ渡さないなんてできないでしょ。そういうところは、皆さん頑張ってるみたいで、川西市じゃないですが、有志の方が寄付をして、それで賄っていると聞きました。
会長	委員が質問されたのは、要するに変化のわかるような数字があれば出してほしいということですね。
委員	はい。あれば。
会長	次回にということによろしいですね。
委員	それで結構です。
会長	他にいかがでしょうか。ないようでしたら、これで、人権施策審議会の審議事項につきましては、全て、終了いたしました。それでは、司会進行を、事務局の方に返します。
事務局	本日は、ありがとうございました。これで終了させていただきます。 ※閉会